

# 笛吹 畑かんだより

令和8年4月発行



令和7年9月12日 臨時総代会

- |                                   |                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1 表紙                              | 5 令和7年度通常総代会／令和8年度予算             |
| 2 高木理事長あいさつ／女性理事就任／<br>事務局長就任あいさつ | 6 総務課からのお知らせ                     |
| 3 総代選挙・役員の改選／職員募集                 | 7 管理課からのお知らせ                     |
| 4 令和6年度決算報告                       | 8 配水計画／笛吹川源流まつり参加／<br>リーフレット申し込み |



笛吹川沿岸土地改良区 〒405-0006 山梨県山梨市小原西993番地  
総務課(直通) 0553-22-2469 管理課(直通) 0553-34-5188 事務所FAX 0553-22-7627

## 理事長あいさつ



理事長 高木晴雄  
(山梨市長)

組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より土地改良区の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年は記録的な猛暑や集中豪雨、また冬季の少雨など気候変動の影響が顕著となり、皆様の生活にも影響をもたらしたと存じます。

特に、本年の少雨による広瀬ダムの貯水率の低下は、取水制限の目安となる20%を下回る懸念もあり、このところの異常気象は深刻な脅威となっております。

このように異常気象が頻発する状況で、高品質な作物を引き続き生産するためには、より一層畑かん施設を有効に活用することが重要となっております。

しかしながら、土地改良区が管理します畑かん施設は設置後、長いところで50年以上が経過し、老朽化の影響が顕在化しております。国営造成施設は国により令和3年度までに対策工事を完了しましたが、付帯する県営造成施設につきましては抜本的な対策は未だ未着手であります。施設の故障も年々増加していることから、まずは施設の長寿命化を図る機能保全事業に着手できるよう、県や関係市町の協力のもと令和9年度の事業着手を目途に、現在県において調査計画を進めております。

続いて女性理事の登用についてであります。土地改良区は未だ男性中心の組織といわれていますが、ジェンダー平等は人類共通課題であり、男女共同参画基本計画においても、土地改良区の成果目標を数値で示されことから、本年3月の総代会で3名の女性理事の承認をいただきました。

3名の女性理事には新時代にふさわしい土地改良区の姿を見据えて、男性理事とともに力を合わせて取り組んでいただくことを期待します。

また、合わせて理事・総代の定数の変更についても、理事会、総代会で検討いただき、理事37名から29名に総代80名から53名へと減員し、本年の改選から実施します。

新しい理事・総代には減員に伴う責任等は増加しますが、社会情勢を踏まえた土地改良区運営の効率化に伴う改正ですので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

最後に物価の高騰は未だに継続しており、土地改良区が扱う資材も軒並み値上がりしています。土地改良区としても日頃より経費節減に努めておりますが、維持管理業務を適正に行い皆様方のご要望に応えるため、本年度も総代会の承認をいただき、賦課金をやむなく値上げさせていただきました。何卒ご理解をお願いいたします。

課題は多々ありますが、日本一の果樹産地を支える施設として、施設を長寿命化していくことが土地改良区としての役割であり使命と感じて業務に取り組んでまいります。

結びに、今後も土地改良区役職員一同、施設の管理・運営に万全を期すとともに、各種事業の実施に向けた調整や、新しい課題にも積極的に取り組んでまいりますので、組合員の皆様のより一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

## 笛吹川沿岸土地改良区における初の女性理事3名が就任

このたび、笛吹川沿岸土地改良区は、初の女性理事として、甲州市の今村英香氏、山梨市の萩原恵子氏、笛吹市の前島なほみ氏の3名が新たに就任いたしました。

女性理事の参画により、水利施設の管理や地域農業の課題解決において、きめ細やかな視点と新たな発想が加わることが期待されます。

## 事務局長就任あいさつ

4月1日付で事務局長に就任いたしました、中澤吉子でございます。重責を預かり身の引き締まる思いですが、業務効率化と運営改善を柱に、時代に即した組織づくりを推進してまいります。

組合員の皆様の信頼を第一に、誠実に職務を果たしてまいります。前任者同様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



事務局長 中澤吉子

# 任期満了に伴う総代及び役員改選のお知らせと定数変更について

土地改良区の総代および役員（理事・監事）の任期は4年と定められており、本年度が改選の年となります。**総代は選挙、役員は選任**により改選を行います。

今回の改選より、**総代の定数が80名から53名へ、理事の定数が37名から29名へ**と変更となります。

組合員の皆様には、新しい定数での改選にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 総代 53名

総代会は土地改良区の**最高議決機関**であり、重要事項の決定に参画していただきます。

満了日 令和8年8月10日

任期 令和8年8月11日～令和12年8月10日

## 役員（理事29名・監事2名）

理事会は土地改良区の**執行機関**であり、今後の組織運営方針や重要事項を審議していただきます。

満了日 令和8年9月9日

任期 令和8年9月10日～令和12年9月9日

選挙区と総代定数

選挙区	選挙区域	総代定数
第1選挙区	甲州市塩山地区	4名
第2選挙区	甲州市勝沼地区	5名
第3選挙区	山梨市山梨地区	9名
第4選挙区	山梨市牧丘地区	2名
第5選挙区	笛吹市春日居地区	1名
第6選挙区	笛吹市石和地区	1名
第7選挙区	笛吹市御坂地区	5名
第8選挙区	笛吹市一宮地区	8名
第9選挙区	笛吹市八代地区	5名
第10選挙区	笛吹市境川地区	4名
第11選挙区	甲府市中道地区	4名
第12選挙区	中央市豊富地区	3名
第13選挙区	市川三郷町三珠地区	2名
計		53名

被選任区と役員定数

被選任区	被選任区域	役員数	
		理事	監事
第1被選任区	甲州市塩山地区	2名	1名
第2被選任区	甲州市勝沼地区	2名	
第3被選任区	山梨市山梨地区	2名	
第4被選任区	山梨市牧丘地区	1名	
第5被選任区	笛吹市春日居地区	1名	
第6被選任区	笛吹市石和地区	1名	
第7被選任区	笛吹市御坂地区	2名	
第8被選任区	笛吹市一宮地区	2名	
第9被選任区	笛吹市八代地区	2名	
第10被選任区	笛吹市境川地区	1名	
第11被選任区	甲府市中道地区	1名	
第12被選任区	中央市豊富地区	1名	
第13被選任区	市川三郷町三珠地区	1名	
員外		9名	1名
学識経験者		1名	
計		29名	2名

## 笛吹川沿岸土地改良区職員募集（若干名）

- ◆業務内容 畑地かんがい用水施設の維持管理・事務業務等
- ◆受験資格 ①平成11年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者  
②普通自動車免許を取得している者又は採用時まで取得見込みの者
- ◆選考方法 書類選考後、筆記試験・面接試験により合否を決定します。  
合格者は、令和9年4月1日採用となります。
- ◆応募方法 ホームページをご覧ください。または総務課までご連絡ください。
- ◆応募締切 令和8年7月31日（金）必着

# 令和6年度 一般会計・各種特別会計決算報告

## ◆収支決算書総括表

(単位：円)

### 収入

科目	一般会計	太陽光発電事業特別会計	国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	内部取引消去	合計
土地改良事業収入	358,807,185	0	0	0	358,807,185
附帯事業収入	0	0	0	0	0
発電事業収入	0	14,932,162	7,525,643	0	22,457,805
特定資産運用収入	107,710	0	0	0	107,710
補助金等収入	213,271,272	0	0	0	213,271,272
交付金収入	58,500,000	0	0	0	58,500,000
寄附金収入	0	0	0	0	0
業務受託料収入	351,450	0	0	0	351,450
雑収入	2,794,818	0	0	0	2,794,818
特定資産取崩収入	1,776,620	0	0	0	1,776,620
固定資産売却収入	310,400	0	0	0	310,400
他会計繰入金	11,913,805	0	0	△ 11,913,805	0
繰越金	41,912,029	0	0	0	41,912,029
収入合計	689,745,289	14,932,162	7,525,643	△ 11,913,805	700,289,289

### 支出

科目	一般会計	太陽光発電事業特別会計	国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	内部取引消去	合計
土地改良事業費支出	427,339,016	0	0	0	427,339,016
発電事業費	0	813,032	351,648	0	1,164,680
一般管理費支出	95,346,011	1,311,290	640,030	0	97,297,331
借入金返済支出	103,605,772	0	0	0	103,605,772
支払利息	125,640	0	0	0	125,640
固定資産取得支出	2,230,400	0	0	0	2,230,400
特定資産積立支出	7,896,930	5,148,000	2,280,000	0	15,324,930
他会計繰出額	0	7,659,840	4,253,965	△ 11,913,805	0
補償金預り金支出	0	0	0	0	0
繰越金	53,201,520	0	0	0	53,201,520
予備費	0	0	0	0	0
支出合計	689,745,289	14,932,162	7,525,643	△ 11,913,805	700,289,289

## ◆貸借対照表総括表 令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
<b>1 流動資産</b>		<b>1 流動負債</b>	
現金及び預金	64,828,162	未払金	70,471,556
未収賦課金等	2,676,975	前受金	42,464,010
売電未収金	1,960,230	預り金	624,099
その他未収金	57,508,783	賞与引当金	7,788,149
<b>流動資産合計</b>	<b>126,974,150</b>	短期借入金	98,148,383
<b>2 固定資産</b>		適正化事業拠出金短期未払金	3,450,000
(1) 基本財産	0	<b>流動負債合計</b>	<b>222,946,197</b>
<b>基本財産合計</b>	<b>0</b>	<b>2 固定負債</b>	
(2) 特定資産		その他の長期借入金	1,065,646,860
所有土地改良施設	391,823,805	適正化事業拠出金長期未払金	2,550,000
土地改良施設用地等	59,853,362	職員退職給付引当金	131,464,064
受託土地改良施設使用収益権	30,613,211	役員退任慰労引当金	1,916,504
財政調整積立資産	215,833,596	その他固定負債	23,694,653
職員退職給付引当積立資産	128,050,566	<b>固定負債合計</b>	<b>1,225,272,081</b>
転用決済金積立資産	45,558,871	<b>負債合計</b>	<b>1,448,218,278</b>
減債積立資産	148,399,130	<b>III 正味財産の部</b>	
建物等更新積立資産	1,800,000	<b>1 指定正味財産</b>	
建設改良積立資産	22,942,000	受取補助金等	37,281,177
未処理用地補償金	23,694,653	所有土地改良施設受贈益	232,686,655
<b>特定資産合計</b>	<b>1,068,569,194</b>	土地改良施設用地等受贈益	59,853,362
(3) その他固定資産		<b>指定正味財産合計</b>	<b>329,821,194</b>
車両運搬具	3,689,058	(うち基本財産への充当額)	0
器具 備品	571,953	(うち特定資産への充当額)	329,821,194
適正化事業拠出金	19,260,000	<b>2 一般正味財産</b>	
長期未収賦課金等	11,396,023	<b>一般正味財産合計</b>	<b>△ 547,526,094</b>
出資金	53,000	(うち基本財産への充当額)	0
<b>その他固定資産合計</b>	<b>34,970,034</b>	(うち特定資産への充当額)	587,002,781
<b>固定資産合計</b>	<b>1,103,539,228</b>	<b>正味財産合計</b>	<b>△ 217,704,900</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,230,513,378</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>1,230,513,378</b>

# 令和7年度 通常総代会開催

令和8年3月18日、山梨市民会館「401会議室」において、通常総代会を開催いたしました。議長には笛吹市の山口辰雄総代を選任し、議事については11議案が審議され、令和7年度諸会計補正予算、令和8年度諸会計予算等、全議案が原案どおり可決されました。



## 令和8年度 賦課金の徴収期日

- 1期賦課金（経常賦課金） 令和8年 6月25日(木)
- 2期賦課金（特別賦課金） 令和8年11月25日(水)

## ◆令和8年度 収支予算書総括表

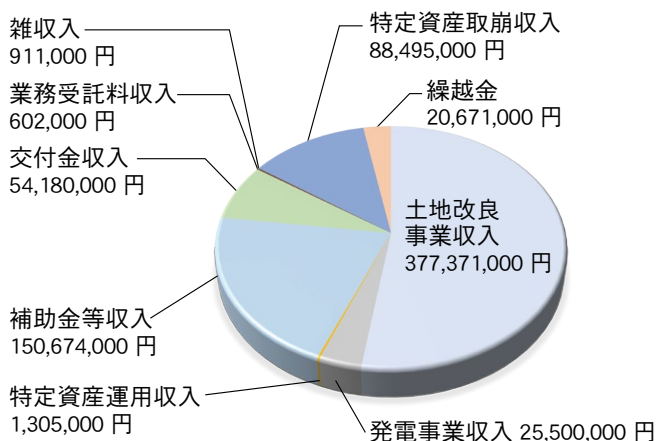
(単位：円)

### 収入

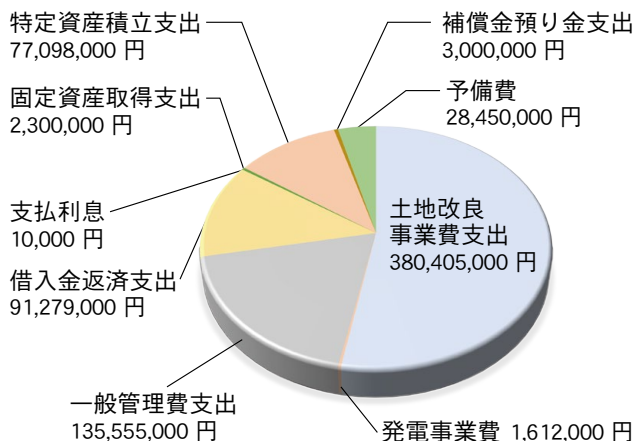
科目	一般会計	太陽光発電事業特別会計	国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	内部取引消去	合計
土地改良事業収入	377,371,000	0	0	0	377,371,000
附帯事業収入	0	0	0	0	0
発電事業収入	0	17,000,000	8,500,000	0	25,500,000
特定資産運用収入	1,230,000	52,000	23,000	0	1,305,000
補助金等収入	150,674,000	0	0	0	150,674,000
交付金収入	54,180,000	0	0	0	54,180,000
寄附金収入	0	0	0	0	0
業務受託料収入	602,000	0	0	0	602,000
雑収入	911,000	0	0	0	911,000
基本財産取崩収入	0	0	0	0	0
特定資産取崩収入	88,495,000	0	0	0	88,495,000
固定資産売却収入	0	0	0	0	0
他会計繰入金	11,800,000	0	0	△ 11,800,000	0
繰越金	20,671,000	0	0	0	20,671,000
収入合計	705,934,000	17,052,000	8,523,000	△ 11,800,000	719,709,000

### 支出

科目	一般会計	太陽光発電事業特別会計	国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	内部取引消去	合計
土地改良事業費支出	380,405,000	0	0	0	380,405,000
発電事業費	0	902,000	710,000	0	1,612,000
一般管理費支出	133,315,000	1,470,000	770,000	0	135,555,000
借入金返済支出	91,279,000	0	0	0	91,279,000
支払利息	10,000	0	0	0	10,000
固定資産取得支出	2,300,000	0	0	0	2,300,000
基本財産積立支出	0	0	0	0	0
特定資産積立支出	69,670,000	5,148,000	2,280,000	0	77,098,000
他会計繰出額	0	7,800,000	4,000,000	△ 11,800,000	0
補償金預り金支出	3,000,000	0	0	0	3,000,000
繰越金	0	0	0	0	0
予備費	25,955,000	1,732,000	763,000	0	28,450,000
支出合計	705,934,000	17,052,000	8,523,000	△ 11,800,000	719,709,000



収入総額 719,709,000 円



支出総額 719,709,000 円

▶ 組合員の皆様へ！こんなときは届け出が必要です！

◆ 名義等の変更（土地改良法第44条）

※土地改良区へ組合員資格得喪通知書の提出が義務付けられています。

- 組合員の死亡等による農地の相続
- 経営移譲
- 農地の売買、贈与等による所有権の移転
- 組合員の住所を変更

電話での変更はできません！  
ホームページでも、各種用紙がダウンロード出来ます。

◆ 権利義務の継承（土地改良法第43条）

土地改良法第43条の規定に基づき新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合には滞納金も継承することになりますので、土地の移転手続きの際には、必ず清算を行って下さい。

◆ 受益地を農地以外に転用する場合（土地改良法第43条第2項）

受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。  
また、畑かん受益地区から除外する場合は、他の加入者の利用を妨げないための工事が必要となり、畑かん施設の移設・改築を行うため、協議書の提出が必要となります。

※公共事業による転用の場合は、事業主体が届け出るのか？加入者が届け出るのか？事業主体との協議が必要となります。

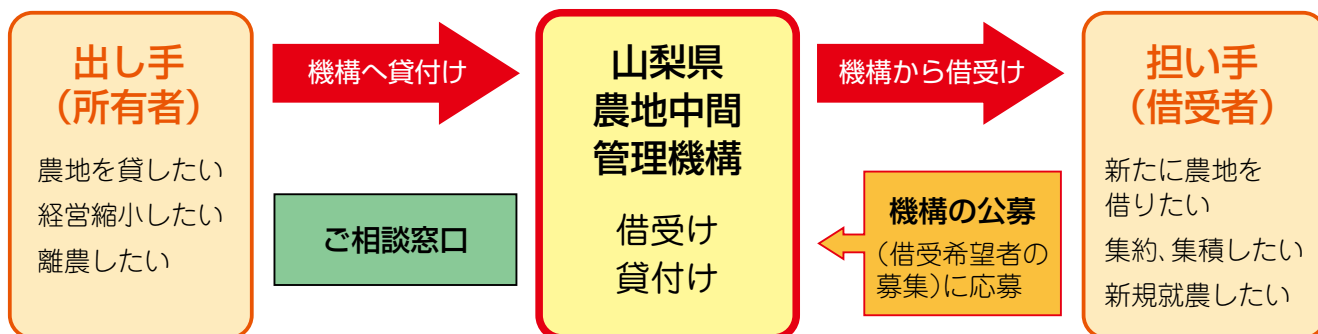
- 宅地・駐車場・店舗等へ転用
- 公共用地（道路等）へ転用

畑かん施設の移設・改築の費用については、原因者負担となります。

また、共有施設についても、農振農用地の除外要件（土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと）により原則原因者負担となりますが、転用目的が個人住宅建設については、土地改良区負担とします。

農地中間管理事業をご利用ください。

（後継者がいない、また農地を相続したが事情により耕作が出来ない場合等）



【ご相談窓口】 関係市町農業委員会または山梨県農業振興公社までお願いします。

## お願い

電気料金の値上げや物価の高騰により、維持管理費が増加しております。

**長雨等で散水をしない場合は制御所の電源を落とすなど無効散水の防止に努め、節電にご協力下さい。**

日々の点検・管理が負担軽減に繋がりますので、ご協力をお願いします。

### ◆散水方法

- 電磁弁設置地区は自動散水が原則ですが、ハウス栽培等については、ブロック長と協議をして下さい。
- バルブ散水地区では、バルブの開閉時に無理な力の入れすぎに注意して下さい。
- ※ **圃場までの常時通水は、漏水発生時に表土流失等の原因になり、また、管理費の増嵩につながる**ので絶対にしないで下さい。

### ◆春先の一斉散水

- 制御器、電磁弁及びスプリンクラーの使い始めの時期（3～4月）に故障が集中するため、即時対応が出来ない場合があります。早めの散水試験と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備・点検をお願いします。

### ◆圃場バルブ

- 圃場内散水バルブより個人管理になっています。  
バルブ故障は個人負担ですので、力の入れすぎには注意して下さい。  
圃場内バルブに限らず、故意・過失による畑かん施設破損については、個人負担になります。

### ◆冬季の管理

- 電磁弁ボックス内に、発泡スチロール等を入れ、ビニールで覆って下さい。
- 給水栓は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開けて下さい。  
不凍栓が無い場合は、防寒対策（布・ビニール等を巻くなど）をして下さい。
- 冬季の散水は、道路に飛散すると凍結しスリップ事故につながる恐れがあるので、注意して下さい。
- ※ **凍結による給水栓バルブ破損の場合は、各ブロック負担になります。**

冬季における  
給水栓の  
不凍栓バルブ  
の取扱い及び  
操作方法



### ▶漏水が発生したら、まず止水！止水処理の連絡は、各ブロック長へ！

発見者 → ブロック長 → 土地改良区



- ①発生場所（分水名・ブロック名・電磁弁番号）
- ②故障状況（漏水・水が出ない・機器故障等）
- ③通報者及び関係者の氏名・連絡先

※ 日頃から止水箇所を確認し、作動確認も定期的に行ってください。

※ **給水栓の不凍栓バルブの故障が多発しています。使用時は特に注意して下さい。**

# 令和8年度 配水計画

(取水口等の位置) 第1条 取水口の位置は、山梨県山梨市三富川浦字天科の地先とする。  
 (取水量等) 第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

区分	4月1日から 6月30日まで	7月1日から 8月31日まで	9月1日から 10月31日まで	11月1日から 翌年の3月31日まで
最大取水量 最大注水量	2.26 m <sup>3</sup> /S	3.24 m <sup>3</sup> /S	2.41 m <sup>3</sup> /S	1.35 m <sup>3</sup> /S
年間総取水量	30,770 千m <sup>3</sup>			

(配水ブロック) 第3条 本地区の配水ブロックは下記に定めるとおりとする。  
 (配水方法) 第4条 各配水ブロックへの配水については、各圃場で以下の配水条件を標準とし、各ブロックの散水計画(散水回数・時間)に基づき、所要の水量を配水するものとする。また、配水量は標準的な水量であり、ダム  
 の貯水量、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

## 右岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1 ~ 1-8	8	132	0.10 m <sup>3</sup> /s
2-1	2-1-1 ~ 2-1-7	7	114	0.09 m <sup>3</sup> /s
2-2	2-8 ~ 2-12	5	82	0.06 m <sup>3</sup> /s
2-3	2-13 ~ 2-18	4	109	0.09 m <sup>3</sup> /s
3	3-1 ~ 3-16	16	246	0.19 m <sup>3</sup> /s
4	4-1 ~ 4-9	9	108	0.08 m <sup>3</sup> /s
右岸幹線 計		49	791	0.61 m <sup>3</sup> /s

## 左岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1 ~ 1-7	7	114	0.09 m <sup>3</sup> /s
2	2-2-2 ~ 2-9	12	149	0.12 m <sup>3</sup> /s
3-1	3-1 ~ 3-8	8	148	0.12 m <sup>3</sup> /s
3-2	3-12-A ~ 3-32	8	125	0.10 m <sup>3</sup> /s

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
3-3	3-9 ~ 3-39	29	409	0.32 m <sup>3</sup> /s
4-1	4-1 ~ 4-53-1	26	320	0.25 m <sup>3</sup> /s
4-2	4-18 ~ 4-60-2	26	346	0.27 m <sup>3</sup> /s
5-1	5-1 ~ 5-32	31	394	0.31 m <sup>3</sup> /s
5-2	5-33 ~ 5-48-2	17	231	0.18 m <sup>3</sup> /s
6	6-1-A ~ 6-31	32	419	0.33 m <sup>3</sup> /s
7-1	7-1 ~ 7-14-2	16	190	0.15 m <sup>3</sup> /s
7-2	7-15 ~ 7-31	12	183	0.14 m <sup>3</sup> /s
8-1	8-1 ~ 8-16	13	115	0.09 m <sup>3</sup> /s
8-2	8-13 ~ 8-15	3	45	0.03 m <sup>3</sup> /s
9	9-1 ~ 9-13	13	166	0.13 m <sup>3</sup> /s
左岸幹線 計		253	3,354	2.63 m <sup>3</sup> /s

右・左岸幹線 合計	302	4,145	3.24 m <sup>3</sup> /s
-----------	-----	-------	------------------------

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別に定める。

(関係機関)

第6条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

※ブロック数には欠番・枝番のため集計上の差異が発生します。

## 笛吹川源流まつりに参加

令和7年8月17日(日)、「道の駅みとみ」特設会場で開催された山梨市制施行20周年記念「第20回笛吹川源流まつり」に、土地改良区の役職員が参加しました。

ブースでは展示パネルで活動概要を紹介。さらに、受益地区産のブドウの試食や水土里ネットのロゴ入り風船を配布するなど、多くの方々との交流を深めることができました。



## 笛吹川名水育ち「ご安心果菜」リーフレット好評販売中



生産者名  
取扱農産物  
農園等のPR他

### お申し込み方法

- ①直接電話お問い合わせ (総務課)
- ②申込用紙をダウンロード

規 格	<b>B5判</b>
価 格	<b>1枚 11円</b> ※100枚単位でのご注文となります。
利用方法	宅配、直売所(観光農園)他
注意事項	笛吹畑かん加入地で作られた農産物のみご使用下さい。